

少年院の各処遇課程等における職業補導の 在り方に関する研究（その1）

矯正協会附属中央研究所 橋 偉仁
 出口 保行
 土持 三郎
 森田 祥一
 東京矯正管区 大西 美加

はじめに

昭和63年秋、法務省矯正局は「少年矯正施設活性化プロジェクト」をスタートさせたが、その成果は、平成3年9月、開放処遇を特色とする特修短期処遇の新設及び一般短期処遇における処遇課程の設置（「職業指導課程等の新設」）を主な内容とする短期処遇の改善施策の実施並びに平成5年6月、処遇課程の改編を軸に「生活指導の充実」と「職業補導の充実」を図る長期処遇改善施策の実施という形で実現している。

これら処遇改善施策の中で職業補導に関する主な改善施策の特色は、以下に述べる5点に要約できる。

第1に、短期処遇を実施する少年院に職業教育を重視した「職業指導課程（ S_2 ）」を新設したこと。

第2に、長期処遇における従来の「職業訓練課程（ V ）」を継承発展させた「職業能力開発課程（ V_1, V_2 ）」を新設したこと。

第3に、新設した「職業能力開発課程（ V_1, V_2 ）」を実施する少年院の数を、従来の「職業訓練課程（ V ）」を実施する少年院数に比べて飛躍的に増やしたこと。

第4に、取得できる職業的資格に現代的なものに加え、取得可能な職業的資格の種類を

大幅に増加したこと。

第5に、女子に対する職業補導を積極的に実施する方針を明確にし、その実現の具体策を盛り込んだこと。

さらに、少年院における職業補導の根幹として新設された「職業能力開発課程」について詳しくその施策を述べると、「職業能力開発課程（ V_1 ）」は、従来の「職業訓練課程（ V ）」を継承したもので実施施設として既存の2少年院に新たに1少年院を加えて実施施設数を増加し、さらに、訓練種目を電気工事・溶接・板金・木工・クリーニング・理容・自動車整備・建築・配管の9種目に拡充し、広域収容方式を原則としているが、なかでも自動車整備科と理容科については全国からの編入を可能にした。

新設した「職業能力開発課程（ V_2 ）」は、短期職業訓練の実施を内容としている。その主な訓練種目は以下のとおりである。

- ・情報処理科＝2少年院に新設。6か月の短期職業訓練で広域収容方式により全国からの編入が可能。
- ・建設機械運転科＝従来の3少年院に加えて1少年院に増設。募集形式の3か月の短期職業訓練。
- ・溶接科＝男子少年院24庁に整備。従来のアーク溶接に加え、半自動溶接基本級及び専

門級の資格を取得させる短期職業訓練。

・土木建築科＝男子少年院22庁において平成6年から始動できるよう計画し準備を進めている短期職業訓練。

・事務ワープロ科＝男子少年院9庁及び女子少年院全庁に整備。日本語文書検定（ワープロ2級等）の資格を取得させる種目として運営する短期職業訓練。

・応接サービス科＝女子少年院全庁に整備。小売商（販売士）検定3級の資格を取得させる種目として運営する短期職業訓練。

・介護サービス科＝女子少年院1庁に新設。介護アテンドサービス士の資格を取得させる種目として運営する短期職業訓練。

一方、少年院教育における教育課程は5つの指導領域で構成され、「職業補導」はその1指導領域に過ぎないが、学校教育における教育課程の「教科」指導領域の指導時間数が教育課程総時間数に占める割合には及ばないもののそれに匹敵する指導時間数を配分している指導領域で、「生活指導」領域と共に極めて重視されている指導領域である。

さらにこの指導領域における指導の根幹は、職業に関する知識・技能・資格等を身に付けさせると同時に就職することの意義を十分理解させる教育の充実を図ることにある。

そのためには、職業訓練については、社会の需要に応じた種目及び少年が社会復帰後の生活に直接役立てることができる資格について不断の検討を加えて、その拡充を図っていくことが課題であり、また、職業補導に当たっては、少年の年齢、資質、性格等に照らし、少年の更生にとっての必要性に合致した処遇を全人格の育成の見地から実施することについて一層の努力を傾けることが望まれている。

本研究は、少年院の職業補導をめぐる以上述べたような最近の動向にかんがみ、全国少年院におけるその実施状況を調査し、必要な検討資料を収集の上、新たに編成された処遇課程等別の職業補導の在り方を探ろうとする

ものである。

1 調査の概要

(1) 調査の目的

この調査は、少年院における職業補導の処遇課程等別実施状況の実態を全国規模で把握し、その整備充実を図る上で必要な資料を得ることを目的として実施した。

(2) 調査の方法

全国少年院（53庁）に職業補導実態調査質問紙調査票を郵送し、各庁教育部門職員の協力を得て、下記の調査項目に記入を依頼した。

《質問紙調査票の調査項目》

- ① 平成7年1月1日現在の処遇課程等別・男女別在院者数
- ② 指導職員等
 - イ 職員総数（教育部門所属職員数、職業補導担当職員数、職業補導協力者の人員）
 - ロ 処遇課程等別職業補導担当職員数及び職業上の免許・資格保有職員数（関連職業補導種目担当者数、職業補導担任の経験年数、職業補導関連の研修歴）
- ③ 職業補導の実施場所
 - イ 教室
 - ロ 実習工場
 - ハ 農・園芸場
 - ニ 院外委嘱職業補導先
 - ホ その他（具体的に）
- ④ 指導のねらい
 - イ 重点指導項目
 - ロ 生活指導との関連
- ⑤ 指導方法
- ⑥ 指導時間
 - イ 各指導領域にわたる合計週間指導時間数
 - ロ 処遇過程別・処遇課程等別週間指導時間数
- ⑦ 指導内容
 - イ 処遇課程等別職業補導種目
 - ロ 院外委嘱職業補導種目

- ハ 免許・資格取得指導種目
- ⑧ 指導対象者の向上度評価（指導実績）
- イ 指導対象者の向上度評価に際して用いている指標
- ロ 向上度評価の方法
- ハ 向上度評価の時期
- ニ 向上度評価のための情報管理
- ホ 指導対象者全般の向上度評価判定
- ⑨ 職業補導の実施を困難にしている問題点
- ⑩ 自庁職業補導に対する評価及び意見・希望・感想等

本調査の企画及び実施に際しては、法務省矯正局教育課から多大の示唆と協力をいただいた。また、調査票の作成に関して、以下の方々に協力していただいた。（ ）内は、協力を依頼した時点における各氏それぞれの所属庁等である。

- 日下部 隆氏（法務省矯正局教育課）
- 西村 重則氏（同上）
- 近藤 智氏（東京矯正管区教育課）
- 山口 孝志氏（多摩少年院）
- 佐々木和枝氏（水府学院）

(3) 調査の実施期日

平成7年7月1日現在について実施した。

(4) 調査の実施期間

平成7年7月1日から同年8月31日までの期間に実施した。

(5) 調査票の回収結果

全少年院53庁から回答を得た。

(6) 集計

(財)矯正協会附属中央研究所において集計した。

(7) 調査への協力者

2 調査結果の概要

(1) 処遇課程等の概況

本研究は少年院の処遇課程等における職業補導の在り方を探ることをテーマにしているため、最初に少年院の処遇課程等の概況を見ることにする。

表1は、少年院の処遇課程等の概況を見たものである。2度にわたる改編を経て、現在の処遇課程等は、短期処遇と長期処遇の2つに区分され、短期処遇に4種類の処遇課程等

表1 全国少年院の処遇課程等の概要

区分	処遇課程	記号	当該処遇課程に編入される対象者の概要
短期処遇	教科教育 職業指導 進路指導	S	S 1 義務教育，高等学校教育及び補習教育を必要とする者
			S 2 進路に応じた職業指導を必要とする者
			S 3 進路指導を必要とする者
	特修短期	O	短期間の指導と訓練により社会復帰を期待できる者
長期処遇	生活訓練	G	G 1 性格の偏りと反社会的傾向があり，治療的指導と心身の訓練を必要とする者
			G 2 外国人で日本人と異なる処遇を必要とする者
	職業能力開発	V	V 1 職業能力開発促進法に定める職業訓練（10カ月以上）を必要とする者
			V 2 上記職業訓練（10カ月未満）を必要とする者または職業指導を必要とする者
教科教育	E	E 1 義務教育を必要とする者	
		E 2 高等学校教育を必要とし，それを受ける意欲のある者	
特殊教育	H	H 1 精神薄弱者およびそれに準じた処遇が必要で，医療処置の必要がない者	
		H 2 情緒的未成熟等による社会的な不適応があり，治療教育が必要な者	
医療処置	P	P	P 1 身体疾患者
			P 2 身体障害のある者
	M	M	M 1 精神病およびその疑いがある者
			M 2 精神病質およびその疑いがある者

が、長期処遇に5種類の処遇課程が設けられている。さらに、長期処遇の5処遇課程は12種類に細分されている。

表2は、全国53の少年院にどのように処遇課程等が設置されているかを見たものである。男女等施設を種類別に見ると、42の男子少年院に112、9女子少年院に83、2医療少年院に12の処遇課程等が設置されている。

また、処遇区分を軸に見ると、短期処遇に85、長期処遇に122(ただし、 $H_1 \cdot H_2, P_1 \cdot P_2 \cdot M_1 \cdot M_2$ をそれぞれ1つに括りかつ医療少年院の処遇課程を2つとすれば103となる)の処遇課程等が設置されている。

換言すれば、全国53少年院に処遇課程等別に総計207(ただし、 $H_1 \cdot H_2, P_1 \cdot P_2 \cdot M_1 \cdot M_2$ をそれぞれ1つに括りかつ医療少年院の処遇課程を2つとすれば188となる)の基本的処遇計画が作成され、当該対象者に対する教育計画が準備されていると言うことができる。

表3は、処遇課程等別、施設別に平成7年7月1日現在の対象者人員を見たものである。

207の処遇課程等の中には、117人の対象者が編入されている処遇課程等もあれば、他方、対象者が編入されていない処遇課程等もある。対象者が編入されていない処遇課程等は短期処遇に29、長期処遇に25あり、集団

の最小に近い規模といえる3人以上の対象者が編入されている処遇課程等の数は、短期処遇に34、長期処遇に65、計99と207の半分以下に減少する。

実態分析は、集団の最小に近い規模である3人以上の対象者が編入されている処遇課程等に限定して実施することも考慮したが、たまたま調査日に3人未満だったとも考えられるため、特定の場合を除き回答を得た全数で分析することにする。

(2) 分類群編成の方法

新たに編成された処遇課程等別の職業補導の実態を明らかにするため、前述した表3の人員を参考に対象者の性別及び分類級等を基準にして、53施設を以下のとおり、V全体群・その他群・短期群・女子群の4群、必要な場合はV全体群を、V群・VE群の2群に、その他群をG群・GV群・H群・E群・PM群の5群に細分し、9群に分類(以下、前者を分類群、後者を分類細群と略称する)して分析することにする。

《分類群及び分類細群に属する施設とその略称》

- ◎ V全体群 17施設
- 多摩・小田原・茨城農芸・新潟・浪速・加古川・瀬戸・広島・人吉農芸・東北・北海・四国・喜連川・宇治・福岡・沖縄・盛岡

表2 全国少年院に設置されている処遇課程等

	短期処遇				長期処遇										処遇課程数計		
	S			O	G		V		E		H		P			M	
	S1	S2	S3		G1	G2	V1	V2	E1	E2	H1	H2	P1	P2		M1	M2
男子42施設の	11	14	14	14	16	1	3	22	9	2	3	3					112
女子9施設の	8	8	8	8	8	1		9	9	8	8	8					83
医療2施設の											2	2	2	2	2	2	12
(53施設に設置されている) 処遇課程数の計	19	22	22	22	24	2	3	31	18	10	13	13	2	2	2	2	207
	85				122										207		

注 H1・H2をH、P1・P2及びM1・M2をPMに括れば、長期処遇の処遇課程数は103になる。また、全少年院の処遇課程数は188になる。

表3 処遇課程等別、施設別の対象者人員（その1）

				短期処遇				長期処遇							合計人員				
				S1	S2	S3	O	G1	G2	V1	V2	E1	E2	H		P	M		
V 全 体 群	V 群 12 施設	多摩									117						117		
		小田原									62							62	
		茨城農芸									107							107	
		新潟									48							48	
		浪速								74								74	
		加古川									65							65	
		瀬戸						1			99	9						109	
		広島						0			43	2						45	
		人吉農芸									109								109
		東北								69									69
		北海						0			93	6							99
		四国						0			52	2							54
	V群 計					1		938		19							958		
17 施設	V E 群 5 施設	喜連川								75		22					97		
		宇治					1			50	7						58		
		福岡					0		15	55	16	5						91	
		沖縄（長期）					0			37	12							49	
		盛岡					0			53	7							60	
	VE群 計					1		285		69							355		
そ の 他 群	G 群 5 施設	久里浜					57	5		6							68		
		八街					36										36		
		奈良					37			6							43		
		愛知					44			7							51		
		帯広					28			0							28		
		G群 計					207		19								226		
	G V 群 3 施設	岡山					22			8								30	
		大分					29			15								44	
		青森					8			17								25	
		GV群 計					59		40									99	
H 群 3 施設	神奈川医療											62					62		
	宮川医療											58					58		
	中津											34					34		
	H群 計										154						154		
E 群 1// P M 群 2//	赤城									33							33		
	E群 計									33							33		
	関東医療(男子)											0	23	17			40		
	PM群 計										0	25	33				58		
	PM群 計										0	98					98		

注1 欄中の0は、対象者はいないが処遇課程は設置されている。

2 空欄は、処遇課程が設置されていない。

表3 処遇課程等別、施設別の対象者人員（その2）

		短期処遇				長期処遇									合計人員	
		S1	S2	S3	O	G1	G2	V1	V2	E1	E2	H	P	M		
短期 群 沖繩を除く 13 施設	短 期	市原		1	19	5										25
		水府	0	6	33	3										42
		駿府	9	1	43	0										53
		有明		0	7	6										13
		和泉		8	30	4										42
		播磨	1	1	27	4										33
	期	豊ヶ丘	3	4	44	0										51
		湖南	0	3	22	2										27
		美保	0	1	15	2										18
		佐世保	0	13	51	2										66
		沖繩（短期）	0	0	8	1										9
		置賜	0	5	26	6										37
		月形	0	4	20	1										25
		松山	1	0	16	1										18
14 施設	短期群 計	14	47	131	37										459	
女子 群 関東・京 都を除く 9 施設	女 子	愛光	3	0	23	1				5	4					36
		榛名					7	0		50	0	0	2			59
		交野	1	0	15	2	1			26	2	0	8			55
		貴船原	0	0	1	0	1			7	1	0	1			11
		筑紫	0	0	3	0	2			29	1	0	4			39
		沖繩女子	1	0	0	0	0			6	6	0	7			20
		青葉	0	0	1	1	3			17	0	0	1			23
		紫明	0	0	3	1	5			29	2	0	4			44
		丸亀	0	0	3	0	0			9	1	0	0	0		13
	11 施設	関東医療（女子）										1	11	9	21	
		京都医療（女子）										0	7	7	14	
	女子群 計	5	0	49	5	19	0		178	17	28	34			335	

注1 欄中の0は、対象者はいないが処遇課程は設置されている。

2 空欄は、処遇課程が設置されていない。

細分

●V群（V級を90%以上収容している男子施設） 12施設
多摩・小田原・茨城農芸・新潟・浪速・加古川・瀬戸・広島・人吉農芸・東北・北海・四国

●VE群（V級中心にE級も収容している男子施設） 5施設
喜連川・宇治・福岡・沖縄・盛岡（必要な場合、沖縄を沖縄長期、沖縄短期に細分、沖縄短期を短期群に入れる）

◎その他群 14施設
久里浜・八街・奈良・愛知・帯広・岡山・大分・青森・神奈川・宮川・中津・赤城・関東・京都

細分

●G群（G級を85%以上収容している男子施設） 5施設

久里浜・八街・奈良・愛知・帯広

●GV群（G級を中心にV級も収容している男子施設） 3施設

岡山・大分・青森

●H群（H級を収容している男子施設）

3施設

神奈川・宮川・中津

●E群（E級のみを収容している男子施設）

1施設

赤城

●PM群（P級とM級を収容している施設）

2施設

関東・京都（必要な場合、関東男子、関東女子、京都男子、京都女子に細分し、関東女子・京都女子を女子群に入れる）

◎短期群（S₁、S₂、S₃、O級を収容している男子施設） 13施設

市原・水府・駿府・有明・和泉・播磨・豊ヶ岡・湖南・美保・佐世保・置賜・月形・松山（必要な場合、沖縄短期を加え14施設とする）

◎女子群（女子を収容している施設）

9施設

愛光・榛名・交野・貴船原・筑紫・沖縄女・青葉・紫明・丸亀（必要な場合、関東女子・京都女子を加え11施設とする）

(3) 対象者の人員等

表4は、処遇課程等別、分類細分群別人員を見たものである。

① 対象者人員

平成7年7月1日現在の全国53少年院に収容されている対象者総数は2,717人である。

② 男女別対象者人員

男子対象者は2,382人で、女子対象者は335人である。その全体に占める比率は男子が87.7%、女子が12.3%となっている。

③ 短期処遇・長期処遇別対象者人員

短期処遇に編入されている対象者は518人で、長期処遇のそれは2,199人である。その全体に占める比率は短期処遇に編入されている対象者が19.1%、長期処遇のそれが80.9%となっている。これを男女別に見ると、男子では短期処遇に19.3%、長期処遇に80.7%であるのに対し、女子では短期処遇に17.6%、長期処遇に82.4%となっており、男子の短期処遇の割合がやや高くなっている。

④ 処遇課程等別対象者人員

処遇課程等の種類を短期処遇4種類、長期処遇5種類に整理して各処遇課程等に編入されている対象者の人員とその全体に占める割合を高い順に見ると、以下のとおりになる。

V全体=1,460人(53.7%)

内訳 V1 = 158人(5.8%)

V2 = 1,302人(47.9%)

S₃ = 410人(15.1%)

G全体 = 287人(3.2%)

内訳 G1 = 282人(3.0%)

G2 = 5人(0.2%)

H = 182人(6.7%)

E全体 = 138人(5.1%)

内訳 E1 = 111人(4.1%)

E2 = 27人(1.0%)

表4 処遇課程等別・分類群別の対象者人員

	短期処遇				長期処遇								合計人員	1施設平均人員 最大人員 最小人員	
	S1	S2	S3	O	G1	G2	V1	V2	E1	E2	H	PM			
V群					1 0.1	143 14.9	795 83.0		19 2.0					958 (35.3)	79.8 117 45
12施設							938 97.9								
VE群					1 0.3		15 4.2	270 76.1	42 11.8	27 7.6				355 (13.1)	72.8 97 58
5施設							285 80.3		69 19.4						
G群					202 89.4	5 2.2		19 8.4					226 (8.3)	45.2 68 28	
5施設					207 91.6										
GV群					59 59.6			40 40.4					99 (3.6)	33.0 44 25	
3施設															
H群										0	154 100.0		154 (5.7)	51.3 62 34	
4施設															
E群									33 100.0				33 (1.2)	33.0	
1施設															
PM群												98 100.0	98 (3.6)	66.5 72 61	
2施設															
短期群	14 3.1	47 10.2	361 78.6	37 8.1									459 (16.9)	34.6 66 13	
14施設															
女子群	5 1.5	0	49 14.6	5 1.5	19 5.7	0		178 53.1	17 5.1	0	28 8.4	34 10.1	335 (12.3)	33.3 59 11	
11施設															
総 人 員	19 0.6	47 1.9	410 15.1	42 1.5	282 3.0	5 0.2	158 5.8	1,302 47.9	111 4.1	27 1.0	182 6.7	132 4.8	2,717 (100.0)	51.3 117 11	
	518 19.1				2,199 80.9										
うち 男 子 人 員	14 0.6	47 2.0	361 15.2	37 1.5	263 11.0	5 0.2	158 6.6	1,124 47.2	94 3.9	27 1.1	154 6.5	98 4.1	2,382 (87.7)	54.4 117 13	
	459 19.3				1,923 80.7										
女 子 人 員	5 1.5	0	49 14.6	5 1.5	19 5.7		178 53.1		17 5.1		28 8.4	34 10.1	335 (12.3)	33.3 59 11	
	59 17.6				276 82.4										

注1 下段の数字は当該群の合計人員に対する構成比、但し合計人員の下段()内は総人員に対する構成比である。

2 1施設平均人員欄は、短期群の沖縄(短期)9人をVE群に加算し、短期群の人員を450人、VE群を364人とし、女子群の35人をPM群に加算し、女子群の人員を300人、PM群を133人として算出した。

PM = 132人（4.8%）
 内訳 P = 66人（2.4%）
 M = 66人（2.4%）
 S₂ = 47人（1.7%）
 O = 42人（1.5%）
 S₁ = 19人（0.7%）

以上のようにV全体（職業能力開発課程）に編入されている対象者が最も多く、対象者総人員の5割を超えている。

⑤ V級対象者の収容状況

V級対象者は24の男子少年院と9の女子少年院に収容されている。すなわち、全施設の62.3%に当たる33施設にV級は収容されている。これを分類細分群毎に見ると、V群12少年院にV級1,460人の64.2%に当たる938人の対象者が収容され、以下、VE群に285人（19.5%）、女子群②に178（12.2%）、GV群に40人（2.7%）、G群に19人（1.3%）と続いている。その他の4群にはV級の対象者は編入されていない。

次に、V級対象者与其他級対象者との混合収容状況を見ると、V群12少年院の全対象者に占めるV級対象者の割合は約98%で最も高く、12少年院中、V級のみを収容している少年院が8施設ある。次いで、VE群5少年院の約80%、女子群9少年院の約60%、GV群3施設の約40%、G群5施設の約8.4%と続いている。

(4) 指導職員等

① 職員総数の状況

表5は、分類群別、指導職員等別の人員を見たものである。平成7年7月1日現在の全国少年院53庁の職員総数は2,474人となっている。53庁中、職員の最も多い施設は78人、最も少ない施設は30人、1施設平均人員46.7人で、施設によって職員数に相当の開きがあることが分かる。

これを分類細分群別に見ると1施設の職員総数は、平均以上では、PM群（65.5人）、VE群（56.2人）、V群（54.7人）、G群

（50.2人）、E群（47.0人）の順で多く、平均以下では、短期群（38.0人）、女子群（38.6人）、GV群（44.3人）、H群（44.7人）の順に少ないことが示しているように、PM群・VE群・V群等に属する施設の施設規模は大きく、短期群・女子群等に属する施設の施設規模は小さいことが分かる。

② 教育部門所属職員の配置状況

対象者の教育（分類保護業務及び保安業務等を含む）を担当する教育部門所属職員の配置状況は職員総数の67.3%（表5の2参照）に当たる1,666人である。

教育部門所属職員の最も多い施設は56人、最も少ない施設は18人、1施設平均は31.4人となっており、施設間の開きは職員総数に比してさらに大きくなっていることが認められる。しかし、職員総数に占める構成比で見ると、最高値84.6%から最低値50.8%、平均値67.3%となっているが、分類細分群の平均値で見ると、PM群の52.7%を除けば、最高のVE群71.5%から最低のH群63.4%とその差は8%程度に止まっており、PM群を除き、分類細分群間に教育部門所属職員を配置する上での考え方に大きな相違は認められない。

③ 職業補導担当者の配置状況

表5及び表5の2から職業補導担当職員の配置状況を平均人員及び平均値で見ると、職業補導担当職員には職員総数の38.0%、教育部門所属職員の56.4%に当たる940人が配置されていることが分かる。この数字から少年院の指導領域の中で職業補導がいかに重視されているか、その状況の一端を読み取ることができる。しかし、詳細に見ると以下に述べるように平均人員及び平均値で見るとはやや異なった状況も認められる。

最初に、職業補導担当職員の1施設平均人員とその職員総数に占める割合を分類群別に見ることにしよう。

V全体群では、職業補導担当職員の1施設

表5 分類群別・指導職員等別の人員

		V全体群 (17)		その他群 (14)					短期群 (13)	女子群 (9)	全施設 (53)
		V群 (12)	VE群 (5)	GV群 (3)	G群 (5)	E群 (1)	H群 (3)	PM群 (5)			
職員 総 数	最大人員	65	78	49	59		48	68	50	47	78
	最小人員	44	39	40	44		41	63	33	30	30
	平均人員	54.7	56.2	44.3	50.2	47.0	44.7	65.5	38.0	38.6	46.7
		55.1		49.7							
	実人員	656	281	133	251	47	134	131	494	347	2,474
937		696									
教育 部門 所 属 職 員	最大人員	46	56	36	43		30	37	37	32	56
	最小人員	29	26	26	29		25	32	20	18	18
	平均人員	38.2	40.2	30.7	35.0	32.0	28.3	34.5	25.2	25.2	31.4
		38.8		33.4							
	実人員	458	201	92	175	32	85	69	327	227	1,666
659		453									
職 業 補 導 担 当 者	最大人員	36	30	26	21		24	12	21	26	36
	最小人員	12	10	15	13		15	4	3	6	3
	平均人員	24.7	23.8	19.0	18.0	11.0	21.3	8.0	11.5	15.2	17.7
		24.4		17.0							
	実人員	296	119	57	90	11	64	16	150	137	940
415		238									
職 業 上 の 免 許 資 格 保 有 職 員	最大人員	33	21	20	15		9	1	10	17	33
	最小人員	14	7	5	6		5	0	1	3	0
	平均人員	18.6	13.6	11.3	10.4	3.0	7.7	0.5	4.5	9.8	10.4
		17.1		8.1							
	実人員	223	68	34	52	3	23	1	59	88	551
291		113									
職 員 以 外 の 職 業 補 導 協 力 者	最大人員	13	2	3	7		4	1	7	7	13
	最小人員	0	0	0	0		1	0	0	1	0
	平均人員	3.9	0.8	1.0	2.2	1.0	1.7	0.5	1.7	2.2	2.2
		3.0		1.5							
	実人員	47	4	3	11	1	5	1	22	20	114
51		21									

注1 職員以外の職業補導協力者の内訳は、篤面・教誨師21人、その他93人の計114人である。

2 ()内の数字は当該群の施設数である。

表5の2 分類群別・指導職員等の構成比

		V全体群 (17)		その他群 (14)					短期群 (13)	女子群 (9)	全施設 (53)
		V群 (12)	VE群 (5)	GV群 (3)	G群 (5)	E群 (1)	H群 (3)	PM群 (2)			
①に 占める教 育部門所 属職員 の割合	最高比率	84.6	72.9	73.5	72.9		66.7	54.4	74.0	69.8	84.6
	最低比率	65.2	66.7	65.0	65.9		61.0	50.8	60.6	58.1	50.8
	平均比率	69.8	71.5	69.2	69.7	68.1	63.4	52.7	66.2	65.4	67.3
		70.3		65.1							
①に 占める職 業補導担 当職員 の割合	最高比率	57.1	54.1	53.1	43.8		53.3	17.6	52.5	52.8	57.1
	最低比率	26.1	25.6	34.1	29.5		36.6	6.3	8.1	14.0	6.3
	平均比率	45.1	42.3	42.9	35.9	23.4	47.8	12.2	30.4	39.5	38.0
		44.3		34.2							
②に 占める職 業補導担 当職員 の割合	最高比率	80.0	74.3	72.2	65.7		83.3	32.4	75.0	90.5	90.5
	最低比率	40.0	38.5	50.0	44.8		60.0	12.5	12.5	20.0	12.5
	平均比率	64.6	59.2	62.0	51.4	34.4	75.3	23.2	45.9	60.4	56.4
		63.0		52.5							
③に 占める免 許資格保 有職員 の割合	最高比率	100.0	91.3	76.9	83.3		60.0	25.0	100.0	82.4	100.0
	最低比率	48.4	36.7	33.3	30.0		20.8	0.0	6.6	46.7	0.0
	平均比率	75.3	57.1	59.6	57.8	27.3	35.9	0.5	39.3	64.2	58.6
		70.1		47.5							

注1 ①は職員総数，②は教育部門所属職員数，③は職業補導担当職員数である。

2 ()内の数字は当該群の施設数である。

平均人員とその職員総数に占める割合はそれぞれ24.4人，44.3%で，以下，その他群17.0人，34.2%，短期群11.5人，30.4%，女子群15.2人，39.5%，となっている。そして，この傾向は対象者をより純化している分類細分群別で見るとさらに顕著に認められ，各施設に設置されている処遇課程等の種類の違いが職業補導担当者の配置に大きく影響していることがうかがわれる。

次に，分類群毎に職業補導担当職員の1施設平均人員とその職員総数に占める割合を見ることにより。

V全体群17施設間の職業補導担当職員数は最大36人から最小10人の違いがある。これは施設規模の違いとも考えられるが，職員

総数に占める割合を見ても，57.1%から25.6%，教育部門所属職員に占める職業補導担当職員の割合でも80.0%から38.5%とかなりの差が認められる。

短期群13施設間にいたってはこの傾向がさらに顕著で，職業補導担当職員数は最大21人から最小3人，職員総数に占める割合は，52.5%から8.1%，教育部門所属職員に占める職業補導担当職員の割合でも，75.0%から12.5%と極めて大きな相違が認められる。このことは，各群が収容している対象者が必要としている教育上の問題というより，職業補導に対する施設間の重みづけの違いが影響しているように思える。

④ 職業上の免許資格保有職員の状況

分類群別に職業上の免許資格保有職員の平均人員と職業補導担当職員に占める平均の割合を見ると、V全体群がそれぞれ17.1人、70.1%と最も多く、次いで女子群(9.8人、64.2%)・その他群(8.1人、47.5%)・短期群(4.5人、39.3%)と続いている。V全体群には職業補導担当職員全員がなんらかの職業上の免許資格を保有している施設がある一方、その他群には職業補導担当職員全員が職業上の免許資格を保有していない施設があるなど施設間の著しい差異が認められる。なお、どのような種類の免許資格を保有しているのか、それが職業補導指導上どのように活用されているかの実態は後述することにする。

⑤ 職員以外の職業補導協力者の状況

職員以外の職業補導協力者の人員は、生活指導領域へのそれと比較して極めて少ない。特に、少年院における部外協力者の中核である篤志面接委員・教誨師は全施設合わせて24人に過ぎず1施設平均0.5人を数えるのみである。教誨師の場合はその性格上うなずけるが、篤志面接委員の場合は予想に反する少なさである。

(5) 職業補導の実施状況

① 職業補導の週間課業指導時間

少年院の教育課程はこれを課業として指導するものとされ、1週間の標準課業指導時間数は、昼間をおおむね30単位時間(1単位時間は50分)、夜間をおおむね10単位時間とするよう定められている。ただし、施設や地域の実態に応じ、週当たり40単位時間を下回らない範囲で昼間と夜間の時間配分を変更することができることになっている。そして、この課業指導時間は、職業補導をはじめ生活指導、教科教育、保健・体育、特別活動の5指導領域に配分されている。現在、少年院では、原則として処遇課程等の別に指導が行われているが、各指導領域に配分される課業指導時間は、処遇課程等の種類によって一様ではない。その理由は処遇課程等の種類の

違いによって指導対象者の特性及び教育上の必要性が相違しているからである。

表6は、処遇課程等別に職業補導領域に配分されている週間課業指導時間数を教育過程別、昼夜間別に対象者が3人以上いた99処遇課程について示したものである。

新入期の昼間の最大指導時間数は、G₁級の35時間が最も長く、S₁級の0時間を除けば、E₁級の3時間が最も短い。しかし、平均指導時間数を見ると、V₁級の15.7時間(昼間の標準課業指導時間おおむね30単位時間の5割強を占めている)が飛び抜けて長く、S₁級の0時間を除けば、E₁級の1.3時間が最も短い。次に、同期の夜間を見ると、12種類の処遇課程等中の半分にあたる6種類の処遇課程等以外は指導時間が配分されておらず、その平均指導時間数はV₁級の3.3時間(夜間のおおむね10単位時間の3割強)が最大で、昼間の配分割合に比して低い数字となっている。

本格的な教育が実施される時期の中間期の昼間では、最大指導時間数では、G₁級の35時間が最も長く、E₁級及びS₁級の0時間を除けば、E₂級の1時間が最も短い。しかし、平均指導時間数を見ると、V₁級の30.7時間(昼間の標準課業指導時間おおむね30単位時間以上)が飛び抜けて長く、S₁級、E₁級、PM級を除けば、昼間の標準課業指導時間おおむね30単位時間の3割以上に当たる10時間以上が配分されている。次に、同期の夜間を見ると、指導時間が配分されている状況は新入期と全く同様で、配分されている時間数もほとんど変わらない。

仕上げの教育が実施される時期の出院準備期の昼間では、最大指導時間数では、G₁級の35時間が最も長く、G₂級の1.4時間が最も短い。しかし、平均指導時間数を見ると、この期間でもV₁級の31時間(昼間の標準課業指導時間おおむね30単位時間以上)が飛び抜けて長く、S₂級、S₃級、G₁級、

表6 教育過程別・昼夜間別の週間課業指導時間数

		S1級 (2)	S2級 (7)	S3級 (19)	O級 (6)	G1級 (11)	G2級 (1)	V1級 (3)	V2級 (30)	E1級 (9)	E2級 (2)	H級 (7)	PM級 (2)	全処遇課程 (99)	
新 入 期	昼 間	最大指導時間数	0	12	13	7.5	35	5	33	19.2	3	8	12	8	35
		最小指導時間数	0	0	0	0	0	5	3	0	0	3	0	2	0
		平均指導時間数	0	3.9	3.6	2.6	7.9	5	15.7	6.5	1.3	5.5	3.5	5.0	5.1
	夜 間	最大指導時間数	0	4	7	3	13	0	5	7	0	0	0	0	13
		最小指導時間数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		平均指導時間数	0	1	1.2	0.8	1.6	0	3.3	0.7	0	0	0	0	0.8
中 間 期	昼 間	最大指導時間数	2	24	24	24	35	12	33	23	18	20	20.4	10	35
		最小指導時間数	0	4	4	5	12	12	29	10	0	1	10	8	0
		平均指導時間数	1.0	14.0	12.8	10.9	19.2	12	30.7	18.1	3.2	10.5	14.0	9	14.3
	夜 間	最大指導時間数	0	4	14	3	3	0	8	4	0	0	0	0	14
		最小指導時間数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		平均指導時間数	0	1.6	2.0	0.7	0.4	0	3.7	1.0	0	0	0	0	1.0
出 院 準 備 期	昼 間	最大指導時間数	6	29	29	14.2	35	1.4	33	27	18	20	28.8	10	35
		最小指導時間数	0	4	4.5	0	9.8	1.4	30	9.8	2	2	11	8	0
		平均指導時間数	3.0	16.1	14.9	5.9	19.2	1.4	31	18.2	4.6	11	16.7	9	14.9
	夜 間	最大指導時間数	0	5	29	8	13	0	9	7	0	0	0	0	29
		最小指導時間数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		平均指導時間数	0	1.7	2.9	1.8	1.5	0	4	0.9	0	0	0	0	1.3

注 () 内は調査時現在対象者が3人以上編入されていた処遇課程数である。

V₂級、E₂級、H級において昼間の標準課業指導時間おおむね30単位時間の3割以上に当たる10時間以上が配分されている。次に、同期の夜間を見ると、指導時間が配分されている状況は新入期や中間期と全く同様で、配分されている時間数もほとんど変わっていない。

最後に、全体の平均指導時間数で見ると、職業補導領域に配分されている課業指導時間は、夜間では、0.8時間から1.3時間、標準課業指導時間おおむね10単位時間の1割程度に過ぎないが、昼間では、新入期で5.1時間、中間期、出院準備期では昼間の標準課業

指導時間おおむね30単位時間の5割程度の時間が配分されていることが分かる。

しかし、ここで気になることは、平均指導時間でのことだが、職業能力開発促進法に定める職業訓練を必要とする者を受け入れるV₁級でありながらV₂級の課業指導時間は、V₁級のそれよりも、G級、S₂、S₃級、H級の課業指導時間の配分状況に近い結果が示されていることである。

② 職業補導種目

少年院の職業補導種目は、職業補導の教育内容に準拠して設置されているので、最初に少年院の職業補導の教育内容を見てみよう。

「少年院における教育課程の編成及びその運用について（通達）」によれば、職業補導領域の教育内容は、おおむね次のように定められている。

★ 職業指導→職業の選択や職業生活への適応を容易にさせるために行う職業情報の提供、生産実習、技能実習等対象者の特性に応じた職業実習（作業療法を含む）及び職業生活に関する助言相談その他を指導

★ 職業訓練→職業能力開発促進法等関係法令に基づいて行う職業に必要な知識及び技能、技術を習得させる訓練

★ 院外委嘱職業補導→職業指導若しくは職業訓練の応用実習として、又は社会生活への円満な移行を図る手段として、院外の事業所や学識経験者に委嘱して行う職業補導

職業補導におけるこれらの教育内容は、処遇課程等別の対象者の特性及び教育上の必要性に応じて選択される。そして、それらの教育内容の中から、処遇課程等別に重点をおいて指導すべき重点教育内容とそれぞれの対象者に共通して指導すべき基礎的教育内容が指定されている。

表7は、分類群別に、職業訓練又は職業指導として設けられている職業補導種目の種類と実科教（複数の処遇課程等を設置している施設の同一名称の実科を1つと計算したので施設単位では職業補導種目数と実科教は同数になる）を示したものである。

全国53少年院に設けられている職業補導種目は、職業訓練種目と職業補導種目に二分され、さらに職業訓練種目は、職業能力開発促進法等に定める訓練機関10か月以上の長期職業訓練と、訓練期間が10か月未満の短期職業訓練とに細分されている。そしてその種目数及び実科教は、10か月以上の長期職業訓練9種目・15実科、10か月未満の短期職業訓練7種目・77実科、職業指導（「その他の科」を一種目として）10種目・198実科の計26種目・290実科であることがわか

る。

次に、これをいくつかの観点から見ることにしよう。

- ・ 1施設に設置されている全庁の平均実科教は5.5実科で、これを分類群別に見ると、V全体群の1施設平均6.7実科教が最も多く、女子群6.0実科教、その他群5.0実科教、短期群4.0実科教と続いている。これらの数字は、職業補導領域の指導を重点教育内容又は基礎的教育内容としていない医療少年院を除き、施設規模の大きさにほぼ比例しているように見える。しかし、表には現れていないが、短期群の13施設の中で、多い施設は6実科教、少ない施設は1実科教と施設規模以外の理由で実科教が設置されている様子もうかがえる。
- ・ 訓練期間10か月以上の長期職業訓練の種目は9種類・15実科教に拡充されている。訓練期間が10か月未満の短期職業訓練の種目は、7種類で、溶接科、事務・ワープロ科、土木建築科、建設機械運転科及び応接サービス科を設けている施設が比較的多いこと、数は少ないが、情報処理科や介護サービス科のような実科教を設けている施設があること、事務・ワープロ科及び応接サービス科が女子の全施設に設けられていることなどが注目される。
- ・ 職業指導種目の中では、農芸科・園芸科の合計が多いことが目に付く。自然の恵みを額に汗して享受し、勤労の喜びを体験させるという意味では極めて効果的な種目であるが、産業界における労働力需要の傾向には適合していないと言わざるを得ない。本格的な農場を持ち、熟練した指導者による指導が行われている特定の施設の農芸科や専門的な指導が行われている園芸科を訓練種目に充実し、それ以外は職業補導領域での指導から他の指導領域の指導に切り換えていくのも1つの方法と思われる。
- ・ E群の1施設平均実科教は6実科教である

表7 職業補導種目と実科数

	職業訓練種目														職業指導種目										上段の 数字は1 施設 平均 実 科 数	下段の 数字は 延べ 実 科 数	
	長期職業訓練種目							短期職業訓練種目							印刷・ ワープロ 科	事務・ ワープロ 科	木工科	農業科	園芸科	窯業科	手工芸科	職業指導科	技術家庭科	その他の科			
	クリーニング科	理容科	電気工事科	木工科	建築科	配管科	板金科	自動車整備科	溶接科	土木建築科	情報処理科	建設機械運転科	介護サービス科	事務・ワープロ科													応接サービス科
V 全体	V 群 (12)	1		2	1	1	1	1	1	12	8	2	5		4		1		5	12	10	1		6	3	2	6.6 79
	VE群 (5)	1	2					1	5	3		1	1				2	4	4	2		3	3	3		7.0 35	
	小計 (17)	2	2	2	1	1	1	1	2	17	11	2	6	5		1		7	16	14	3		9	6	5	6.7 114	
そ の 他 群	G 群 (5)						1		4	4		1	1		1		3	4	5	3	1	1				5.8 29	
	GV群 (3)									2		2	1				3	3	1			1		2		3.0 15	
	H 群 (3)															1	2	3	2	3	1					4.0 12	
	E 群 (1)								1									1	1	1			1			6.0 6	
	PM群 (2)																		2	2	2	1				4.0 8	
小計 (14)							1		7	4		3	3		1	2	8	11	11	9	4	3	1	2	5.0 70		
短期群 (13)									3			4					7	4	12	10	1		6	3	2	4.0 52	
女子群 (9)		1										1	2	9	9				4	9		6	4	5	4	6.0 54	
合計 (53)	2	3	2	1	1	1	1	2	3	22	2	4	2	17	9	2	9	19	43	44	13	10	22	15	13	5.5 290	

注1 ()内は施設数である。

2 職業指導種目のクリーニング科は「その他の科」に併合した。

3 その他群の板金科，短期群の溶接科と建設機械運転科は職業指導種目である。作表の都合で職業訓練種目欄に記載したが，合計欄上段にその合計数を記載し，下段の職業訓練種目数との区別が分かるように表示した。また，溶接科合計欄の中段には短期訓練種目数，下段には長期職業訓練種目数を表示した。

表7の2 処遇課程等別の職業補導種目設置状況

	短期処遇				長期処遇							
	S1	S2	S3	O	G	V1	V2	E	H	P	M	
対象とした施設数	2	4	17	4	10	3	26	5	7	2	2	
職業補導種目種類数	2	7	14	4	14	12	18	7	13	5	4	
同上延べ数	2	12	57	7	45	16	136	12	24	6	6	
1施設平均数	1.0	3.0	3.4	1.8	4.5	5.3	5.6	2.4	3.4	3.0	3.0	

のに対し、S₁級の1施設平均実科数は1実科（表には示されていない）に過ぎない。同じ教科教育課程であるが、収容期間の差によるものと思われる。この傾向はS₂級とV級間にも認められる。

③ 院外委嘱職業補導

表8は、院外委嘱職業補導の実施状況を分類群別に見たものである。

調査結果を見る限り、院外委嘱職業補導はV全体群及びその他群ではほとんど実施され

ていないが、短期群及び女子群では比較的活発に実施されている。V級全体群及びその他群でこの処遇があまり実施されていないのは、男子長期処遇対象者の特性上、主として保安上の配慮から、開放処遇に等しい院外委嘱職業補導を実施しにくいという事情によるものであろう。なお、短期処遇課程においてはO級に止まらずS₂級、S₃級においても活発に実施されているが、その職業種目は必ずしも当該施設が設置している種目と一致してお

表8 院外委嘱職業補導の実施状況

	木工	窯業	建築	園芸	溶接	板金	職業指導	自動車整備	情報処理	電気工事	印刷	技術課程	事務ワプロ	建設機械運転	農業	土木建築	応接サービス	手工芸	配管	介護サービス	クリーニング	理容	その他	院外委嘱職業補導先の延数
V全体群(17)																								
その他群(14)								1														1		2
短期群(13)	1		1	3		2		2			1					2			1	7			13	33
女子群(9)				1									1							1		1	8	12
合計(53)	1		1	4		2		3			1		1			2			1	8		2	21	47

注1 ()内は施設数である。

2 その他群の2は沖縄の「O級対象者」の院外委嘱職業補導である。

3 O級対象者に対してはすべての施設で実施している。

らず、その他の種目が多いことが目に付く。

④ 取得可能な資格・免許の種類

表9は、少年院で取得できる職業上の資格・免許の種類を見たものである。

労働安全衛生法上、衛生管理者・作業主任者となることができる者、就業制限業務に就

くことができる者は、所定の免許を受けた者又は所定の技能講習を修了した者に限られ、その免許の種類は22種類、所定の技能講習は39に区分されている。少年院で取得できる職業上の資格・免許の種類の中に22種類の免許は含まれていないが、39に区分され

表9 取得可能な職業上の資格・免許の種類

		ガス溶接技能講習	アーク溶接特別教育	手アーク溶接検定	半自動溶接検定	ステンレス鋼技能検定	珠算3級以上	珠算4級以下	自動車整備士	第2種情報処理技術者	電気工事士	危険物取扱者	パソコン検定	ワープロ検定	大型特殊自動車運転免許	車建機械技能講習	小型車建機械特別教育	販売士	簿記検定	消防設備士	介護アソシエイト	クリーニング師	その他の資格免許	上段は1施の 設平均数 下段は延べ 数
V 全体	V 群 (12)	11	7	10	6	1	9	8	1	2	2	12	3	5	5	5	10	1	2	2		1	7	9.2 110
	VE群 (5)	4	2	4	2		4	4	1			5		4	2	2	5						2	8.2 41
	小計 (17)	15	9	14	8	1	13	12	2	2	2	17	3	9	7	7	15	1	2	2		1	9	8.9 151
そ の 他 群	G 群 (5)	5	4	3	2		4	4				3		3	1	2	5						3	7.8 39
	GV群 (3)	2	2	2			3	3				3		2	1	1	3						2	8.0 24
	H 群 (3)	1					1							1										1.0 3
	E 群 (1)	1					1	1				1		1										5.0 5
	PM群 (2)						2	2						1										2.5 5
小計 (14)	9	6	5	2		11	10				7		8	2	3	8						5	5.4 76	
短期群 (13)	5	3	1			5	6					8		6			13						2	3.8 49
女子群 (9)						8	8					8		9	1	1	1	9	2		1	3	5.7 51	
合計 (53)	29	18	20	10	1	37	36	2	2	2	40	3	32	10	11	37	10	4	2	1	1	19	6.2 327	

注 () 内の数字は施設数である。

ている技能講習のうち、ガス溶接技能講習及び車両系建設機械運転技能講習が含まれていることが目につく。

次に、分類細分群別に見ると、V群の1施設平均が9.2種類、VE群8.2種類と他の群と比較して多様な資格・免許の取得が可能となっており、V全体群の特徴が現れている。また、女子群ではワープロ検定（日本語処理文書検定）・販売士（小売商検定3級）が全施設で取得可能となっており、これら以外にも珠算3級以上・珠算4級以下及び危険物取扱者などの資格がほぼ全施設で取得可能となっていることに見られるように、事務・ワープロ科、応接サービス科などの拡充を通して、女子に対する職業補導が積極的に実施されている実態が現れている。

さらに、資格・免許の種類を軸に見ると、危険物取扱者が40施設、小型車両系建設機械、特別教育及び珠算3級以上がそれぞれ37施設、珠算4級以下が36施設、ワープロ検定が32施設、ガス溶接技能講習が29施設で取得可能となっており、V群に止まらず、女子群・その他群・短期群など多くの施設で職業上の資格・免許を積極的に取得させるよう努めている実態が浮かび上がっている。

調査時点の段階では設置数こそ少ないが、現代的な資格・免許といえる第2種情報処理技術者・パソコン検定（OA機器操作技能評価試験パソコン2級又は3級）、介護アテンドサービス士などの新しい資格の取得が可能になっている。

以上見てきたように、少年院の職業補導においては、社会の需要に応じた、そして対象者が出院後の生活に直接役立てることができる職業上の免許・資格を取得させることに努め、取得可能な職業的資格・免許の種類を大幅に増やしている現状を知ることができる。

⑤ 職業補導上の指導目標

表10は、今回調査で設定した『勤労意欲を高める・自己の職業適性を理解させる・職

業上の知識や技術を習得させる・就職に有利な免許や資格を取得させる・職業進路を確定させる・職業生活への適応上障害となる問題点を改善する』の6事項について、どの程度重点を置いて指導しているかを、『ほとんど重点を置いていない・あまり重点を置いていない・やや重点を置いていない・特に重点を置いている』の4レベルを提示して各少年院から回答された結果を処遇課程等毎に示したものである。

なお、表の「重み」欄には、「重点を置いていない」から「特に重点を置いている」までを1点～4点として表示しているの、4点に近いほど重点を置いていること、逆に1点に近いほど重点を置いていないという意味になる。また、他の欄は処遇課程数で「重み」欄の数字とは意味が異なるので「重み」欄の数字はすべて小数点で表示し、その区別を明確にした。

さらに表で用いた数字は、調査時現在、当該処遇課程等に対象者が3人以上編入されていた100の処遇課程等中、回答のあった99処遇課程等のものである。

最初に処遇課程等別を軸に見ることにしよう。

V₁級の3処遇課程では、6事項中、「勤労意欲を高める」・「職業上の知識や技術を習得させる」・「職業進路を確定させる」・「職業生活への適応上障害となる問題点を改善する」の4事項の平均値が4.0（特に重点を置いているというレベル）であることが目立ち、「自己の職業適性を理解させる」は平均値2.7とあまり重点が置かれていないことが分かる。

V₂級の30処遇課程を見ると、10に大別した処遇課程等群の中でこの級だけが6事項の平均値すべてが3.0を上回っている。特に、「就職に有利な免許や資格を取得させる」は、30処遇課程すべてが「特に重点を置いている」と回答しており、V₁級の3処遇課程の

表 10 職業補導上の指導目標に対する重点の置き方

重み	項目	短期処遇				長期処遇						計 (99)
		S1級 (2)	S2級 (7)	S3級 (19)	O級 (6)	G級 (12)	V1級 (3)	V2級 (30)	E級 (11)	H級 (7)	PM級 (2)	
勤労意欲を高める	①	1							1			2
	②	1							2			3
	③		2	2	1	1		6	5	4	1	22
	④		5	17	5	11	3	24	3	3	1	72
	重み	1.5	3.7	3.9	3.8	3.9	4.0	3.8	2.9	3.4	3.5	3.7
職業適性を理解させる	①			1		1		2		2		
	②	1	3	1	2	3	1	3	3	2	1	20
	③	1	3	6	4	5	2	16	5	3	1	46
	④		1	11		3		9	3			27
	重み	2.5	2.7	3.4	2.7	2.8	2.7	3.2	3.0	2.1	2.5	2.9
知識技術を習得させる	①	2		1	1				3	2		9
	②		1	5	2	4			4	4		20
	③		3	11	3	7		10	1		2	37
	④		3	2		1	3	20	3	1		33
	重み	1.0	3.3	2.7	2.3	2.7	4.0	3.7	2.4	2.0	3.0	2.9
資格免許を取得させる	①	1							1			2
	②	1	3	1		2				2	1	10
	③		2	5	3	9	2		7	4	1	33
	④		2	13	3	1	1	30	3	1		53
	重み	1.5	2.9	3.6	3.5	2.9	3.3	4.0	3.1	2.9	2.5	3.4
職業進路を確定させる	①	2							2	2	1	7
	②			2	1	1		3	6	1	1	15
	③		5	13	3	7		14	2	4		48
	④		2	4	2	4	3	13	1			29
	重み	1.0	3.3	3.1	3.2	3.2	4.0	3.3	2.2	2.3	1.5	3.0
問題点を理解させる	①	1						1	1			3
	②	1						3	5	3		12
	③		4	9	5	2		14	2	2	2	40
	④		3	10	1	10	3	12	3	2		44
	重み	1.5	3.4	3.5	3.2	3.8	4.0	3.2	2.6	2.9	3.0	3.3

注1 ()内は調査時現在対象者が3人以上いた処遇課程数である。S1級は3処遇課程が該当したが、その内1処遇課程は無回答であったため処遇課程数を2とした。

2 指導目標に対する重点を置く程度＝『重み』は以下の①～②とした。

- ① ほとんど重点を置いていない。
- ② あまり重点を置いていない。
- ③ やや重点を置いている。
- ④ 特に重点を置いている。

3 『重み』欄には、①を1点、②を2点、③を3点、④を4点として加算し、その平均値を表示した。

4 項目は、勤労意欲を高める、自己の職業適性を理解させる、職業上の知識や技術を習得させる、就職に有利な免許や資格を取得させる、職業進路を確定させる、職業生活への適応上障害となる問題点を改善させる等を省略して表示した。

平均値 3.3 と比較して、V₂ 級では「就職に有利な免許や資格を取得させる」ことの困難性とそれを実現に努めている実態をうかがうことができる。

G 級の 12 処遇課程では、「勤労意欲を高める」・「職業生活への適応上障害となる問題点を改善する」の 2 事項に重点を特に置き、次いで「職業進路を確定させる」に重点を置いているが、「自己の職業適性を理解させる」「職業上の知識や技術を習得させる」「就職に有利な免許や資格を取得させる」「職業進路を確定させる」の 3 事項は平均値が 3.0 未満で、さして重点を置いていないように数字は示している。G 級（生活訓練課程）が、主として基本的な生活態度を育成するための各種の教育訓練を行うことを主眼にしている特徴が現れていると思えるが、「自己の職業適性を理解させる」「職業上の知識や技術を習得させる」「就職に有利な免許や資格を取得させる」「職業進路を確定させる」以前の問題を抱える対象者に対する職業補導の困難性を改めて感じさせられる。

E 級の 11 処遇課程は教科教育課程であるので 6 項目全般に平均値が低いことはうなずける。しかし、子細に見ると、「職業上の知識や技術を習得させる」という指導目標について、2.0 以下の回答が 7 処遇課程であるのに対して「就職に有利な免許や資格を取得させる」では 3.0 以上の回答が 10 処遇課程ある。教科教育を通して、就職に有利な免許や資格を取得させるという意味にも受け取れるが、「職業生活への適応上障害となる問題点を改善する」指導目標に重点を置かないと回答した 6 処遇課程、置くと回答した 5 処遇課程という 2 分された数字とを合わせ考えると、教科教育課程における職業教育の考え方に足並みの乱れがあるようにも解釈できる。一般の中学校では、中卒で就職する生徒が激減し、高校受験の指導に力点を置き過ぎた反省から、職場適応訓練の一環として、地域社会の企業

への職場見学を実施している所もある。また、養護学校高等部では 3 週間程度の職場実習を企業に依頼して実施している所もある。教科教育課程における職業教育の充実は今後の 1 つの課題であろう。

S₂ 級を見ると、「就職に有利な免許や資格を取得させる」の平均値が 2.9 と処遇課程等全体の平均値である 3.4 を下回っており、短期処遇とはいえ、職業補導に重点を置く職業指導課程であることを考えると意外な結果である。

S₃ 級を見ると、「自己の職業適性を理解させる」が他の級と比較して最も高い平均値を示しており進路指導課程である特徴が明確に現れている。そして、「就職に有利な免許や資格を取得させる」が V₂ 級に次いで高い平均値を示していることは、「就職に有利な免許や資格を取得させる」ことにより、対象者の進路選択の幅を拡げておこうとする指導上の配慮であろうか。

次に、全体の傾向を見ると、全施設の平均値は「勤労意欲を高める」が 3.7 と最も高く、以下、「就職に有利な免許や資格を取得させる」が 3.4、「職業生活への適応上障害となる問題点を改善する」3.3、「職業進路を確定させる」3.0、「自己の職業適性を理解させる」「職業上の知識や技術を習得させる」が共に 2.9 と続いている。これらのことから、少年院の職業補導が「職業適性を理解させる」、「職業上の知識や技術を習得させる」、「就職に有利な免許や資格を取得させる」、「職業進路を確定させる」など、職業教育本来の課題に加えて、「勤労意欲を高める」及び「職業生活への適応上障害となる問題点を改善する」というような生活指導的要素をも含む課題にも取り組んでいることが分かる。

⑥ 指導関連事項の実施状況

表 11 は、職業補導上の指導関連事項の実施状況を分類級別に見たものである。

V 全体群では、職業適性検査と作業実習を

表 11 職業補導上の指導関連事項

	職業適性検査	進路指導	学科指導	作業実習	就職指導	職場適応訓練
V 全体群 (17)	9 52.9	17	17	17	12 70.1	17
その他群 (14)	4 28.6	13 92.9	13 92.9	13 92.9	10 71.4	12 85.7
短期群 (13)	8 61.5	13	8 61.5	13	13	11 84.6
女子群 (9)	4 44.4	9	8 88.9	9	7 77.8	7 77.8
合計 (53)	25 47.2	52 98.1	45 86.8	52 98.1	42 79.2	47 88.7

注1 ()内は施設数である。

2 下段は実施している施設の各群全体に占めるパーセントで空欄は100%である。

除き4事項、短期群では3事項、女子群では2事項の実施率が100%である一方、その他群の場合は100%の実施率の事項が1つもないなど、微妙な違いを示している。

全体的に見ると、進路指導、作業実習などの実施率が高いが、自己の職業適性を理解させる手段の1つである職業適性検査の実施率は短期群の61.5%を最高に、その他群では28.6%とその実施率の低いことが目立っている。

また、職場適応訓練は、社会適応訓練の一環として実施されている教育で、対象者が将来直面するであろう職場での危機場面を想定し、それにいかに対処させていくかを学ばせるという最近開発された極めて重要な訓練である。さすがV全体群で100%の実施率を示しており、全庁の平均値が88.7%と9割弱の庁で実施されているが、新しい処遇には手本が少なく、実施施設間の経験交流などを通じて同訓練がより充実したものに発展することを期待したい。

⑦ 職業補導担当者が保有する職業上の免許・資格

表12は、分類細分群別に職業補導担当者が保有する職業上の免許・資格の状況を見たものである。

職業上の免許・資格を保有する職業補導担当者の1施設平均人員は、V群の18.6人が最も多く、VE群(13.6人)・GV群(11.3人)・G群(10.4人)・女子群(9.8人)・H群(7.7人)と続き、PM群の0.5人が際立って少ないことが分かる。この配分は各群に設置されている職業補導種目(表7参照)におおむね対応しているように思える。子細に見ても、V全体群に分類されている施設における職業補導種目との一致率は高く、女子群においても全女子施設に整備された応接サービス科を指導する販売士(小売商検定)資格を持つ職業補導担当者が女子群に39人、ワープロ検定(日本語文書処理検定)の資格を持つ職業補導担当者が58人、ガス溶接・危険物取扱者・小型建設機械関係の資格を持つ職業補導担当者が多数存在するなど職業補導担

表12 職業上の免許・資格を保有する職員数およびその種目

		電気工 事士	危険物 取扱者	自動車 整備士	ガス溶 接	溶接技 量検定	ワイプロ 検定	パソコ ン検定	職業訓 練指導 員	大型特 殊自動 車	車両系 建設機 械運転	車両系 小型建 設機械 運転	玉掛技 能者	販売士	介護ア テンド サービ ス	調理士	その他	職業上 の免許 保有者 (上段) 1施設 均人員 (下段) 実人員	職業上 の免許 保有者 (上段) 1人当 資格数 (下段) 延人員
V 全 体 群	V群 (12)	8	76	8	40	19	14	3	65	32	28	90	20	5		5	75	18.6 223	2.2 488
	VE群 (5)	4	18	6	11	8			32	5	2	26	2			1	20	13.6 68	2.0 135
	小計 (17)	12	94	14	51	27	14	3	97	37	30	116	22	5		6	95	17.1 291	2.1 623
そ の 他 群	G群 (5)		20	1	22	14	3		10	8	15	9	13			1	20	10.4 52	2.6 136
	GV群 (3)	1	12	1	18		8		10		3	10	5			4	6	11.3 34	2.3 78
	H群 (3)		10		1		2		7	1		6				1		7.7 23	1.2 28
	E群 (1)		2		1		2		2			2						3.0 3	3.0 9
	PM群 (2)						1		2									0.5 1	3.0 3
小計 (14)	1	44	3	43	16	14		31	9	18	25	18			6	26	8.1 113	2.2 254	
短期群 (13)	2	27	1	19	3	4	1	14	7	1	41	1			7	10	4.5 59	2.3 138	
女子群 (9)		20				26	2	9	4	2	6		39	1	2	14	9.8 88	1.4 125	
総計 (53)	15	185	18	113	46	58	6	151	57	51	188	41	44	1	21	145	10.4 551	2.1 1,140	

注 () 内の数字は施設数である。

当事者が育成されている様子をうかがえるが、パソコン検定・介護アテンドサービス士など取得に比較的長期間を要する資格を保有する職業補導担当者の人員が少ないことは、職業補導担当者の育成が未だ十分ではないことを示唆しているように思える。

次に、各群の職業補導担当者が保有する職業訓練指導員と「その他」の資格について見

ることにしよう。

表12から、職業訓練指導員151人の65%弱に当たる97人は、V全体群の職業補導担当者によって占められているのが分かる。調査ではその種目を具体的に回答してもらったが、それによると、V全体群の職業補導担当者が保有する種目は、溶接・板金・建設機械・建築・測量・電気・機械・自動車整備・配管・

木材加工・ボイラー・とび・園芸・造園・窯業・事務・調理など多彩である。しかし、その他群には、デザイン・農業指導員・塗装・ブロック建築・農業機械などV全体群の職業補導担当者が持つ種目と異なる資格が見られるもののその人員は31人と少なく、短期群には14人、女子群に至ってはわずか9人のみで、その資格も園芸・洋裁・家政に限定されている。「その他」資格を持つ145人について見ても、65%強に当たる95人は、V全体群の職業補導担当者によって占められており、その資格種目も、管理美容師・クリーニング士・情報処理技術者・情報処理2種コボル・システムアドミニストレータ・農業改良普及員・消防設備工・建築技能士・チェンソー業務・2級ボイラー・CAD・フォークリフト技能講習・移動式クレーン・足場組立作業主任・衛生管理者・石油機器管理者・締め固め用機械運転・アーク溶接など多彩であるが、その他群には、差物製作技能士・木工機械作業主任・高所作業者などV全体群の職業補導担当者が持つ種目と異なる資格が見られるもののその人員は26人と少なく、女子群には、簿記検定・珠算検定・秘書検定・和文タイプの14人、短期群には海技免許2等航海士といった他に見られない資格を含め10人のみである。

これらの数字は、全般的に職業補導担当者の育成がある程度実現しているが、子細に見ると、V全体群の職業補導担当者に比較して、その他群・短期群・女子群の施設での職業補導担当者の育成が遅れているように思われる。

(6) 職業補導指導実績判定の実施状況

① 実績判定に用いられている指標

調査では、各庁で実施されている職業補導の平均的な指導実績を、

- ア. 「勤労意欲の向上度」→勤労意欲が入院時の水準より向上した程度
- イ. 「職業的知識の向上度」→職業的知識が入院時の水準より向上した程度

- ウ. 「職業的技術の向上度」→職業的技術が入院時の水準より向上した程度
- エ. 「進路確定率」→入院時、職業進路未定者の在院中に進路が確定した者の割合
- オ. 「職業上の免許・資格取得率」→免許・資格取得者のうち、在院中に当該免許・資格を取得した者の割合
- カ. 「就職先確定率」→就職希望の在院者のうち、出院前に就職先が確定した者の割合
- キ. 「就職率」→就職希望の在院者のうち、出院後就職した者の割合
- ク. 「職場定着率」→就職した出院者のうち、就職先に1年以上定着している者の割合

など8つの指標のうち、各庁が職業補導実績を知るために用いている指標はどれかの回答を求めた。

表13は、各庁が自庁の職業補導実績を知るために上記8つの指標のどれを用いているかを分類群別に見たものである。

「勤労意欲の向上度」が全53庁で用いられていることが目立っている。以下、「職業的知識の向上度」「職業的技術の向上度」が、女子群で共に100%、V全体群で約94%と高い数字を示しているほか、V全体群の「職業上の免許・資格取得率」が約88%を示しているが、その他の指標で8割を超えて用いられている指標は見当たらない。

次いで分類群別に見ることにしよう。

調査で提示した8つの指標を用いている割合は、その他群が最も高くV全体群・短期群と続き女子群が最も低いが、4群共に、50%台で大差はないことが分かる。

しかし、各群での用い方を子細に見ると、その他群では、「勤労意欲の向上度」100%、「職業的技術の向上度」71.4%・「職業的知識の向上度」64.7%・「進路確定率」64.3%・「職業上の免許・資格取得率」50.0%と続いており、「職場定着率」も21.4%と2割強

表 13 指導実績の評価指標

	V全体群 17施設	その他群 14施設	短期群 13施設	女子群 9施設	計 53施設
勤 労 意 欲 の 向 上 度	17(100.0)	14(100.0)	13(100.0)	9(100.0)	53(100.0)
職 業 的 知 識 の 向 上 度	16(94.1)	11(64.7)	9(69.2)	9(100.0)	45(84.9)
職 業 的 技 術 の 向 上 度	16(94.1)	10(71.4)	9(69.2)	9(100.0)	44(83.0)
職 業 上 の 免 許 ・ 資 格 取 得 率	15(88.2)	7(50.0)	10(76.9)	6(66.7)	38(71.7)
進 路 確 定 率	6(35.3)	9(64.3)	7(53.8)	1(11.1)	23(42.4)
就 職 先 確 定 率	6(35.3)	6(42.9)	5(38.4)	1(11.1)	18(34.0)
就 職 率	1(5.9)	4(28.6)	1(7.7)	1(11.1)	7(5.3)
職 場 定 着 率		3(21.4)	1(7.7)	1(11.1)	5(0.9)
計	77(56.6)	64(57.1)	55(52.9)	37(51.4)	233(55.0)

注 () 内は各群の施設数に対するパーセントである。

の庁で用いられている。

V全体群では、「勤労意欲の向上度」が100%・「職業的知識の向上度」と「職業的技術の向上度」が共に94.1%・「職業上の免許・資格取得率」88.2%などが多く用いられているが、「職場定着率」を用いている施設は皆無であるなどそれ以外の指標は多用されていないことなどが認められる。

短期群では、「勤労意欲の向上度」100%、「職業上の免許・資格取得率」76.9%・「職業的知識の向上度」「職業的技術の向上度」共に69.2%と続いているが、「就職率」7.7%「職場定着率」7.7%でそれほど多用されていないことが目立っている。

女子群では、「勤労意欲の向上度」「職業的知識の向上度」「職業的技術の向上度」が100%、「職業上の免許・資格取得率」66.7%、それ以外の指標は11.1%でそれほど多用されていないことが分かる。

このように、4群間には指標の用い方に微妙な違いが認められる。

指標の用い方は、ある意味では職業補導の重点をどこに置いているか示すものでもあり、前述した指導目標に関する4群の違いと指標の用い方で見られる4群間にある微妙な違いは、基本的には共通した傾向といえることができる。

しかし、女子群で『「進路確定率」→入院時、職業進路未定者の在院中に進路が確定した者の割合』『「就職先確定率」→就職希望の在院者のうち、入院前に就職先が確定した者の割合』を指標に用いる施設がわずか1施設であることは、女子が男子に比較して就職希望の在院者の占める割合が低いと仮定しても、「職業補導の効果」と「入院時、職業進路未定者の在院中に進路が確定する」・「入院前に就職先が確定する」こととの相関を多くの女子施設で重く見ていないことを意味しているようで気になる数字である。

また、「就職率」「職場定着率」指標の用い方が、その他群以外の3群では極端に低くなっている。把握するための資料を得にくいとの事情があるにしろ、今後検討すべき1つの課題と思われる。

② 指導実績の自庁評価

調査では、各庁で実施されている職業補導の平均的な指導実績を、前記8指標のうち、各庁が用いている指標について、下記の向上度の評価段階（ただし、率については少数点以下四捨五入したパーセント）のどの段階（ア～エ）であるかの回答を求めた。

◎ 向上度の評価段階

ア. 指導対象者の多くがあまり向上しなかった

イ. 指導対象者の多くが指導目標には達しなかったが、ある程度の水準まで向上した

ウ. 指導対象者の多くが指導目標の水準まで向上した

エ. 指導対象者の多くが指導目標の水準以上に向上した

表14は、分類群別に、各庁が用いている指標について職業補導実績の向上度を見たものである。

表中「向上度」欄の「重み」は、「ア. 指導対象者の多くがあまり向上しなかった」から「エ. 指導対象者の多くが指導目標の水準以上に向上した」までを1点～4点として表示した。したがって、2点を境に4点に近いほど、「多くが指導目標には達しなかったが、ある程度の水準まで向上した」から「多くが指導目標の水準以上に向上した」ことに近づいていることを意味し、逆に1点に近いほど「多くがあまり向上しなかった」という意味になる。

また、他の欄と「重み」欄の数字とは意味が異なるので、「重み」欄の数字をすべて小数点で表示し、その区別を明確にした。ただし、「率」欄の数字は達成率をパーセント（少数点以下四捨五入）で示している。

分類群の違いを問わず、全施設が「勤労意欲の向上度」を指導目標の最重点とし、実績評価の指標としていることは前述したが、最初に「勤労意欲の向上度」について各庁が把握している職業補導実績を見てみよう。

女子群の職業補導実績が最も高く、次いで短期群と続き、共に、3のレベルを超えていることが目につく。これに反して、V全体群・その他群のそれは3のレベルを下回っておりその他群が最も低い数字を示している。職業補導を重視しているV全体群のレベルが職業補導領域の実績で、女子群・短期群を下回っていることは、「勤労意欲の向上度」は、専門的な職業教育を重視するだけでは、その向

上につながらないと解釈すべきなのであろうか。

それとも、短期群はもちろん、女子群には短期処遇課程の対象者が含まれているのだから、対象者の資質の違いが「勤労意欲の向上度」の実績評価に影響していると考えerべきなのであろうか。

しかし、これとは逆に、全体的に見ると、「勤労意欲の向上度」は、「職業的知識の向上度」・「職業的技術の向上度」と比べて、施設間のレベルのばらつきが少なく、53施設中43施設は3のレベルに集中している。

これは「勤労意欲の向上度」に関しては、「職業的知識の向上度」や「職業的技術の向上度」と異なり、施設間に差異が少ないことを物語っているように思えるし、「勤労意欲の向上度」の実績は、対象者の資質の相違・施設規模の大小、職業補導に対する重点の置き方・職業補導関係設備の充実、など以外の要因に左右されているとも考えられる。

次に、「職業的知識の向上度」・「職業的技術の向上度」を見ると、V全体群が最も高い数字で、ほぼ予測通りの結果が示されている。ここでも女子群の数字が高いことが目立っている。

ただ、短期群の「職業的知識の向上度」の平均値が2.56、「職業的技術の向上度」のそれが2.29と極端に低いことが気になる。短期群は長期処遇と比較して短期間の教育なので当然といえるかもしれないが、自庁が設定した指導目標に対する実績の評価であり、「勤労意欲の向上度」実績の平均値が高いだけにこの数字は看過できない。考えてみれば、「勤労意欲」「職業的知識」「職業的技術」の3者は相互に密接に絡みあって向上することが自然であり、短期群におけるこのバランスの崩れは、職業補導領域の職業指導に対する考え方の違いが施設間にあることを示唆しているのではなからうか。もしそうだとすれば、短期処遇における職業補導領域における

表 14 指導実績の自庁評価

	勤 労 意 欲 の 向 上 度	職 業 的 知 識 の 向 上 度	職 業 的 技 術 の 向 上 度	取 得 率 職 業 上 の 資 格 ・ 免 許	進 路 確 定 率	就 職 先 確 定 率	就 職 率	職 場 定 着 率	
用いている施設数	17	16	16	15	6	6	1		
V	1								
全	2	1	3	3					
体	3	16	11	11					
群	4		2	2					
(17)	重み	2.94	2.94	2.94	81%	81%	70%	90%	
用いている施設数	14	11	11	7	9	6	4	3	
そ	1								
の	2	4	4	4					
他	3	8	7	7					
群	4	2							
(14)	重み	2.86	2.64	2.64	60%	40%	24%	68%	28%
用いている施設数	13	9	7	10	7	5	1	1	
短	1								
期	2	1	4	5					
群	3	11	5	2					
(13)	4	1							
重み	3.00	2.56	2.29	75%	75%	68%	80%	30%	
用いている施設数	13	9	7	6	1	1	1	1	
女	1								
子	2		1	1					
群	3	8	8	7					
(9)	4	1		1					
重み	3.11	2.89	3.00	82%	75%	22%	48%	80%	
用いている施設数	53	45	43	38	23	18	7	5	
合	1								
	2	6	12	13					
	3	43	31	27					
計	4	4	2	3					
(53)	重み	2.96	2.78	2.77	78%	65%	50%	70%	37%

注 () 内は各群の施設数である。

職業指導の在り方を、より明確にする必要があると思われる。

最後に『率』を見ると、率が、80%を超えているのは、「職業上の免許・資格取得率」のV全体群と女子群、「進路確定率」のV全体群、「就職先確定率」にはなく、「就職率」のV全体群・短期群、「職場定着率」の女子群などである。やはりここでもV全体群の自庁評価は高い。

なお、「就職率」や「職場定着率」は極端に施設数が少ないため、はっきりはいえないが、女子群では「就職率」や「就職先確定率」は低いが「職場定着率」は高く、その他群では「就職先確定率」「職場定着率」共に低く、短期群では「就職先確定率」は高いが「職場定着率」は低いなど各群の特徴を示すいくつかの参考になる数字が現れている。

③ 指導実績把握の方法

表15は、前項で述べた指導実績把握を行う際に最もよく使っている方法を示したものである。

調査では、次の職業補導実績把握の方法から1つを選び回答を求めた。

◎ 職業補導実績把握の方法

- ・面接
- ・テスト
- ・アンケート
- ・行動観察
- ・制作品評価
- ・少年の作文・感想文
- ・保護観察所等への照会
- ・成行調査
- ・その他（具体的に）

なお、調査結果から見ると、「その他（具体的に）」の内訳は、資格検定結果・統計処理・受験結果・面会通信・環境調整報告などであった。資格検定結果・受験結果はテストに、環境調整報告は保護観察所等への照会に入れても差し支えないなど、例示した8つの方法に包含することも可能であったが、「そ

他」として処理した。

実績を把握するのに、「職業上の免許・資格取得率」の指標では、テスト（21庁）のほか、成行調査、面接など計7つの方法が使われている。これに対して「職場定着率」は、1つ（保護観察所等への照会）のみであることが示しているように、把握方法の選択に各庁間に違いがある指標と違いのない指標のあることが認められる。

さらに細かく見ても、「勤労意欲の向上度」の指標では、行動観察が多用され、面接、少年の作文・感想文などが続いており、「職業的知識の向上度」の指標でも、テスト、行動観察が主流だが、次いで面接が使われ、「職業的技術の向上度」の指標でも、制作品評価を主に、テスト、行動観察が用いられているように把握方法の選択に各庁間に違いがある指標と違いのない指標のあることが裏付けられているが、大雑把にまとめれば

「勤労意欲の向上度」は行動観察

「職業的知識の向上度」はテスト

「職業的技術の向上度」は制作品評価

によって指導実績の把握が行われていると言うことができる。

『率』は、分母と分子を明らかにしてはじめて算出することができる。調査は、その分子の把握方法を見ているのであるが、「職業上の免許・資格取得率」を知るのに、テスト、その他（資格検定結果・受験結果）の方法が多く使われていることはうなずける。このほか、V全体群の2施設が成行調査を把握方法に使っていると回答しているが、これは、在院期間の関係で、出院後に資格免許の取得にチャレンジさせざるを得ないケースを抱えているためと考えられる。このほか、「職業上の免許・資格取得率」を知るために、アンケート・行動観察などの方法を使っていると回答した施設があるが、その免許・資格はどんなものなのであろうか。

「進路確定率」・「就職先確定率」が面接

表 15 実績把握の方法

		V全体群 17 施設		その他群 14 施設		短期群 13 施設		女子群 9 施設		計 53 施設	
		回答施設数	構成比	回答施設数	構成比	回答施設数	構成比	回答施設数	構成比	回答施設数	構成比
勤労意欲の向上度	面接	1	5.9	2	14.3	2	15.4	1	11.1	6	11.3
	アンケート							1	11.1	1	1.9
	行動観察	15	88.2	10	71.4	10	76.9	6	66.7	41	77.4
	少年の作文・感想文	1	5.9	1	7.1	1	7.7	1	11.1	4	7.5
	その他			1	7.1					1	1.9
職業的知識の向上度	面接	1	5.9	1	7.1	1	7.7	2	22.2	5	9.4
	テスト	13	76.5	3	21.4	1	7.7	5	55.5	22	41.5
	行動観察	1	5.9	5	35.7	5	38.5	2	22.2	13	24.5
	制作品評価			1	7.1	1	7.7			2	3.8
	少年の作文・感想文	1	5.9			2	15.4			3	5.7
その他			1	7.1					1	1.9	
職業的技術の向上度	面接	1	5.9	1	7.1	1	7.7	1	11.1	4	7.5
	テスト	6	35.3					2	22.2	8	15.1
	行動観察	1	5.9	1	7.1	2	15.4	2	22.2	6	11.3
	制作品評価	8	47.1	7	50.0	5	38.5	4	44.4	24	45.3
	その他			1	7.1					1	1.9
免許・資格取得率	面接			1	7.1					1	1.9
	テスト	10	58.8	5	35.7	3	23.1	3	33.3	21	39.6
	アンケート					1	7.7			1	1.9
	行動観察					1	7.7			1	1.9
	少年の作文・感想文	1	5.9							1	1.9
	成行調査	2	11.8							2	3.8
	その他	2	11.8	2	14.3	5	38.5	2	22.2	11	20.8
進路確定率	面接	4	23.5	5	35.7	4	30.8	1	11.1	14	26.4
	アンケート			1	7.1	2	15.4			3	5.7
	行動観察					1	7.7			1	1.9
	その他	2	11.8	1	7.1					3	5.7
就職先確定率	面接	5	29.4	5	35.7	4	30.8	1	11.1	15	28.3
	アンケート					1	7.7			1	1.9
	保護観察所等への照会			3	21.4					3	5.7
	成行調査							1	11.1	1	1.9
	その他	1	5.9							1	1.9
就職率	面接					1	7.7			1	1.9
	保護観察所等への照会			5	35.7	1	7.7			6	11.3
	成行調査							1	11.1	1	1.9
	その他	2	11.8							2	3.8
職場定着率	保護観察所等への照会			4	28.6	2	15.4			6	11.3

注 構成比は各群の施設数をそれぞれの母数として計算した。

を通して把握されていることは当然といえ、当然であるが、きめ細かく進路指導が実施されている実態がうかがわれる。

「就職率」「職場定着率」は、他の指標と違って出院後でなければ把握できない。それだけに把握している庁数が少ないことが目だっていることは前述したが、保護観察所等への照会・成行調査（面接が1施設あるが）以外の把握方法が使われていないことは現状では仕方のないことかもしれない。

(7) 職業補導に対する施設の意見

① 職業補導実施上の問題点

以下は、自庁において、職業補導の効果的な実施を困難にしている種々の問題点について、各施設の意見を求めたところ、得られた回答結果である。

表16は、その概況を分類群別に示したものである。

ア. 指導職員に関する問題点

各群とも、職業補導担任者の指導力・指導経験不足を問題点として挙げている施設が多く見られる。その内容を子細に見ると、女子群7施設、短期群10施設、V全体群13施設、その他群9施設と指導力・指導経験不足を7割以上の施設が問題点と認識していることが示されている。

人員不足もこれに次いでいる。V全体群・女子群では指導力・指導経験不足と同じ程度に人員不足を、短期群では指導力・指導経験不足には及ばないものの5施設で人員不足を問題点としていることが分かる。

イ. 指導対象者に関する問題点

対象者の「資質面に問題を抱えている者が多い」ことを問題点に挙げている施設の割合は、その他群の100%を最高に、女子群88.9%、V全体群64.7%と続き、短期群は23.1%と続いている。この数字が示すように分類群によって大きな違いが見られる。

この数字の違いは、端的に言って、職業補導領域以前の指導を必要とする対象者が、そ

の他群に多く、短期群には比較的少ないことによるものといえる。

他方、「価値観や生活態度面に問題を抱えている者が多い」ことに関しては、V全体群・短期群で5割強、女子群・その他群で6割強という数字が示すように、4群間に前者ほどの大きな差は現れていない。この数字は短期群にも価値観や生活態度面に関しては、その他3群の対象者と同様な問題を抱えている対象者が多いことを意味しているのであろう。

ウ. 指導内容に関する問題点

少年院で実施している職業補導種目が対象者の出院後の就職と結び付き難いことを問題点として挙げている施設が、短期群の92.3%を筆頭に、その他群で8割弱、女子群・V全体群で6割強ある。前述したように職業補導種目の充実に関する改善は着実に進展しているが、今後なお一層の改善充実に努める必要があることを調査結果は示している。

また、少年院で取得させる職業上の免許・資格が出院後の就職と結び付き難いことを挙げている施設は、前者の職業補導種目ほど多くはないが5割強とかなりの施設が指摘しており、取得させる職業上の免許・資格種目の検討も当然のことながら今後の大きな課題の1つである。

もっともこれら2つの課題の解決には、めまぐるしく変化している産業界における労働力需要の動向等を正確に反映させたフレキシブルな対応が望まれるが、同時に、それぞれの施設を囲む地域の特殊性を考えたきめ細かな配慮や実施のために要する設備投資の費用・指導者養成の時間等を考慮しながら事態の改善を図ることを期待したい。

エ. 指導方法に関する問題点

「特になし」と回答した施設が、V全体群で6割強、女子群で5割強という数字が示すように、他の問題点と比べて指導方法を問題点に挙げている施設は少ない。

しかし、子細に見ると、短期群では「実習

表 16 職業補導の実施を困難にしている問題点

		V全体群 17 施設		その他群 14 施設		短期群 13 施設		女子 9 施設		計 53 施設	
		回答施設数	構成比	回答施設数	構成比	回答施設数	構成比	回答施設数	構成比	回答施設数	構成比
に指導職員 に関する問題	人員の不足	13	76.5	8	57.1	5	38.5	7	77.8	33	62.3
	指導力・指導経験の不足	13	76.5	9	64.3	10	76.9	7	77.8	39	73.6
	その他	2	11.8	4	28.6	3	21.4			9	17.0
	特になし			1	7.1						
に指導対象者 に関する問題	資質面に問題を抱えている者が多い	11	64.7	14	100.0	3	23.1	8	88.9	36	67.9
	価値観や生活態度面に問題を抱えている者が多い	9	52.9	9	64.3	7	53.8	6	66.7	31	58.5
	その他	2	11.8	4	28.6	2	15.4	2	22.2	10	18.9
	特になし	1	5.9			3	23.1	1	11.1	5	9.4
に指導内容 に関する問題	職業補導種目が就職種目と結びつきにくい	11	64.7	11	78.6	12	92.3	6	66.7	40	75.5
	免許・資格取得種目が就職種目と結びつきにくい	8	47.1	8	57.1	7	53.8	4	44.4	27	50.9
	その他	3	17.6	2	14.3	3	23.1			8	15.1
	特になし	3	17.6	1	7.1			1	11.1	5	9.4
に指導方法 に関する問題	実習に偏った指導となっている	3	17.6	3	21.4	9	69.2			15	28.3
	指導方法が体系化されていない	2	11.8	4	28.6	4	30.8	4	44.4	14	26.4
	その他	4	23.5	3	21.4	1	7.7			8	15.1
	特になし	11	64.7	5	35.7	2	15.4	5	55.6	23	43.4
に指導時間 に関する問題	現在の時間では不十分である	1	5.9	3	21.4	2	15.4	2	22.2	8	15.1
	他の指導領域との均衡上、時間を確保しにくい	14	82.4	12	85.7	12	92.3	7	77.8	45	84.9
	その他	3	17.6	1	7.1	2	15.4			6	11.3
	特になし	2	11.8	1	7.1			2	22.2	5	9.4
にその他の 指導条件 に関する問題	実習工場の不備	12	70.6	4	28.6	3	23.1			19	35.8
	教室の不備	7	41.2	4	28.6	3	23.1	2	22.2	16	30.2
	設備・機材等に不備	14	82.4	6	42.9	5	38.5	4	44.4	29	54.7
	指導案・教材の不備	4	23.5	1	7.1	4	30.8	2	22.2	11	20.8
	その他	2	11.8	2	14.3	4	30.8	1	11.1	9	17.0
	特になし	1	5.9	2	14.3	4	30.8	2	22.2	9	17.0

注 構成比は各群の施設数をそれぞれの母数として計算した。

に偏った指導となっている」ことを問題点として挙げている施設が7割弱あり、他の3群と際立った違いがある。この違いはなにを意味しているのであろうか。前述したことであるが、短期群の施設間に職業補導領域の職業指導に対する考え方の違いがあるのではないかと指摘したことを裏づけている数字とも考えられる。

また、「指導方法が体系化されていない」を問題点として挙げている女子群44.4%、短期群30.8%、その他群28.6%、V全体群11.8%と続く数字は、各群における職業補導の充実度の違いを端的に示しているように思える。

オ. 指導時間に関する問題点

「他の領域との均衡上、時間を確保しにくい」と考えている施設は、短期群の92.3%を筆頭に、その他群85.7%、V全体群82.3%、女子群77.8%と続いており、職業補導領域の指導時間が他の領域の指導との均衡上かなり制限されていることを多くの施設が問題点として指摘している。しかし、他方、「指導目標を達成するためには、現在の時間では不十分である」と考えている施設は全体で2割に達していない。

この2つの数字は明らかに矛盾している。この矛盾は、計画と実施の相違に因るものか、それとも、単なるイメージによるものなのか、あるいは指導目標の設定基準が低いのか、いろいろな推測はできるが、この結果だけで正確な判断はできない。

キ. その他の指導条件に関する問題点

ここでは、「設備・機材等の不備」を問題点として指摘している施設が最も多い。特にV全体群の82.3%が、他の3群のその2倍近い構成比であることが目立っている。

次いで、実習工場の不備(35.8%)、教室の不備(30.2%)、指導案・教材の不備(20.8%)と続いている。

V全体群で「設備・機材等の不備」を問題

点としている施設が多いことは、他の3群と比較して職業訓練種目の多いことが影響しているものと思われる。

最後に全般の傾向を見てみよう。

調査で例示した14の具体的な問題点のうち、「他の領域との均衡上、時間を確保しにくい」ことを問題点に挙げている施設が53施設中45施設と最も多いが、「指導目標を達成するためには、現在の時間では不十分である」が8施設に過ぎず、前述したように矛盾した数字であるので、これを除けば、「職業補導種目が就職種目と結びつきにくい」40施設が最も多く、次いで、指導職員の「指導力・指導経験の不足」39施設、対象者の「資質面に問題を抱えている者が多い」36施設と続き、この3つが、効果的な職業補導の実施を困難にしている主要な問題点になっているように思える。

反対に、「指導目標を達成するためには、現在の時間では不十分である」が8施設、「指導案・教材に不備」11施設、「指導方法が体系化されていない」14施設が少ないほうの問題点である。

これらの数字を見る限り、効果的に職業補導を実施するには、施設が保有している現在の条件下では、ほぼ成果が挙がっており、より飛躍的に職業補導を充実するためには、予算的措置、指導職員の充実、対象者の適正選択が重要であると、問題点の指摘を通して、施設が訴えているように思える。

② 各施設における職業補導水準

表17は、施設が自庁における調査時現在の職業補導水準を総合的に自己判定した結果を示したものである。

水準を、「効果的に実施しており、当面改善したい点はない」「一応効果的に実施しているが、まだ十分とは言えず改善したい点がある」「あまり効果的に実施してはいないが、改善したい点がある」の3レベルを例示し、そのいずれに該当する

表 17 職業補導水準の自庁判定

	V全体群 17 施設		その他群 14 施設		短期群 13 施設		女子 9 施設		計 53 施設	
	回答施設数	構成比	回答施設数	構成比	回答施設数	構成比	回答施設数	構成比	回答施設数	構成比
効果的に実施しており、当面改善したい点はない	2	11.8			1	7.7			3	5.7
一応効果的に実施しているが、まだ十分とは言えず、改善したい点が若干ある	14	82.4	13	92.9	12	92.3	9	100.0	48	90.5
あまり効果的に実施しているとはいいがたく、改善したい点が多い点がある	1	5.9	1	7.1					2	3.8

注 構成比は各群の施設数をそれぞれの母数として計算した。

かの回答を求めたのであるが、「当面改善したい点はない」と回答した庁は、V全体群で2庁（同群の11.8%）、短期群で1庁（同群の7.7%）、の計3庁（全体の5.7%）に過ぎなかった。

また、「あまり効果的に実施しているとはいいがたく、改善したい点が多い点がある」と回答した庁も2庁（全体の3.8%）に過ぎず、9割強に当たる48施設は「一応効果的に実施しているが、まだ十分とは言えず改善したい点が若干ある」という回答であった。

次項で、その内容を見ることにしよう。

③ 職業補導に関する施設の改善意見

表18は、職業補導に関する施設の改善意見を分類群別に整理したものである。

全施設では、延75の改善意見が提起されている。

これを分類群別に見ると、V全体群の1施設平均1.7が最も多く、次いで、短期群（1.5）、女子群（1.2）、その他群（1.1）と続いていることが分かる。大きな違いはないが、群間の職業補導指導上の問題点の相違がこの数字に現れているように思える。

全部で30種類の改善点の提起に整理した。最も多いのは、指導担当者の養成に関する改善意見であり、ここでも、指導担当者が資格免許を取得することに努め、その指導力を高めることが職業補導の改善に大きく係わり、

今後の職業補導領域の教育を充実するための最重要課題であるとの認識が示されている。

次いで、対象者の社会復帰後の就職に直接役立つ職業上の知識・技術、さらには資格・免許を取得させることのできる訓練種目を精選したいという改善意見が数多く提起されている。

数は少ないが、V全体群の施設から、資格取得者がその資格に磨きをかけるための院外委嘱教育の充実、女子群の施設から社会適応訓練の重要性、短期群の施設から関係機関（ハローワークなど）の援助による進路指導の充実、その他群の施設から少年院で資格・免許を取得して再入した対象者に対する免許・資格の授与の在り方、さらには医療少年院から作業療法と職業補導の調和と充実などの諸点について、積極的な改善意見が提起されている。

むすび

この研究は、当研究所紀要第5号及び第6号に報告した「少年院の各処遇課程等における生活指導の在り方に関する研究（その1・その2）」の流れをくむもので、いわば、その職業補導版である。研究に必要な資料収集の方法は、生活指導の場合と軌を一にするが、その内容は、取り扱う対象が異なるため、かなり違ったものとなっている。

表 18 職業補導に関する施設の改善意見

NO	改善すべき問題点	V全体群 17施設	その他群 14施設	短期群 13施設	女子群 9施設	計 53施設
1	資格・免許を保有する職員を養成する	8(47.1)	5(35.7)	3(23.1)	2(22.2)	18(34.0)
2	本当に役立つ資格を精選して取得させる	2(11.8)		5(38.5)	3(33.3)	10(18.9)
3	他の指導領域との指導時間等の調整を図る	3(17.6)	1(7.1)	3		7(13.2)
4	制作品の開発	1(5.9)	1			2(3.8)
5	作業療法と職業補導の調和と充実		4(28.6)			4(7.5)
6	新しく導入した資格取得種目の指導計画を充実する	3				3(5.7)
7	指導の効率化を図る	2				2
8	対象者の習熟度に配慮して指導する	2				2
9	資格取得者の応用実習の充実	2				2
10	土木建築科諸設備の充実	2				2
11	資格取得以前の問題を抱えた少年の進路指導を充実		2(14.3)			2
12	目的意識・達成感を明確化(指導目標の明確化)			2(15.4)		2
13	職業補導種目の精選				2	2
14	資格・免許の指導に偏らないよう配慮する	1				1(1.9)
15	職業上の知識・技能を習熟させることに努める	1				1
16	農業実習を機械化する	1				1
17	溶接科設置に伴う電気容量不足を解消する	1				1
18	資格を持っている再入者にもっと高度の資格が必要		1			1
19	老朽施設, 機械設備の充実		1			1
20	応用実習を充実する		1			1
21	進路決定の指導の充実(関係機関の援助)			1(7.7)		1
22	院外委嘱教育の拡充			1		1
23	院外委嘱教育と院内教育の結び付きを強める			1		1
24	農耕地を縮小する			1		1
25	積雪期間の職業補導を充実			1		1
26	新しく導入した資格取得種目の指導計画を充実			1		1
27	社会適応訓練の充実				1(11.1)	1
28	体系化した指導をする				1	1
29	伝統工芸指導と訓練の調和				1	1
30	応接サービス科の設備の充実				1	1
	計	29(1.7)	16(1.1)	19(1.5)	11(1.2)	75(1.4)

注 () 内は, それぞれの群の施設数を母数とする構成比である。ただし, 最下段計欄の()内の数字は, 各分類群1施設平均の改善意見数を示す。

今回の職業補導実態調査は、少年院の各処遇課程等における職業補導の在り方の検討に必要な資料を収集する目的で実施したものである。この1回だけの調査によって、必要な資料のすべてを収集できるわけではないが、とりあえず、全国少年院における職業補導の実施概況と現状における職業補導実施上の問題点の幾つかを把握することができ、職業補導の在り方を探る貴重な手掛かりを得ることができた。

この調査の意義は、本研究に必要な検討資料を得たということのほか、平成5年6月、「生活指導の充実」と「職業補導の充実」を図る長期処遇改善施策実施後初めて、職業補導の全国的な実施概況を明らかにすることができたという点にもある。改編された職業能力開発課程 V₁・V₂をはじめ、新たな処遇分類の枠組みの中で、職業補導がどのように実施されているのか、その実態を知ることが、今後の職業補導の在り方を考える上で、貴重な指針となろう。

今回の報告は、調査の結果を以下の7項目に分けて、その概況を説明するとともに、そこに浮かび上がってきた問題点を指摘するに止めた。

- (1) 処遇課程等の概況
- (2) 分類群編成の方法
- (3) 対象者の人員
- (4) 指導職員等
- (5) 職業補導の実施状況
- (6) 職業補導指導実績判定の実施状況
- (7) 職業補導に対する施設の意見

なお、次回の報告では、これまでに得られた資料及び明らかにされた問題点を整理した上で、少年院の各処遇課程等における職業補導の在り方を検討し、その結果をまとめる予定である。また、今回は報告していない未整理の資料についても検討の上、必要があれば次回報告の際に利用するつもりである。

最後に、この調査の実施に御協力くださっ

た矯正局教育課をはじめ、各矯正管区及び全国各少年院の関係者の皆様方に対し、心から謝意を表する次第である。